

北海道告示第10673号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、自立支援医療（育成医療・更生医療）を担当する次の医療機関から廃止の届出を受理した。

「次の医療機関」は、省略し、その名称、所在地、担当すべき医療の種類、廃止年月日等は北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課並びに各総合振興局及び振興局保健環境部社会福祉課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

北海道知事 鈴木 直道